

兵高教組

調査情報

第39号 2008年3月28日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

電話：078-341-6745

http://www.hyogo-kokyoso.com

兵高教組の重点要求実現！

時間講師に年休が付与されます！

兵庫県教育委員会は、2008年度より、講師（非常勤）に年次有給休暇を付与する改正を行うことを明らかにしました。高教組は、臨時教職員の賃金・待遇改善を運動の柱に位置づけ、とりわけ今年度の最重点要求の一つとして、時間講師への年休付与を掲げ、粘り強く県教委と交渉をしてきました。臨時教職員アンケートに寄せられた臨時教職員の切実な声・要求と高教組の運動が県教委を動かしました。

年休を付与してこなかった県教委

非常勤講師の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤の嘱託員とされています。勤務時間に対してではなく、授業1コマに対して報酬が支払われることになっており、形式的には、「請負」契約に近い規定になっています。今まで、県教委は、そのことなどを理由に、時間講師には年次休暇を付与してきませんでした。

高教組：労働基準法完全適用を主張

それに対して、高教組は、時間講師は校長の命令の下で働いていることは明らかで、業務を請け負えば、あとは自分の裁量で仕事をする「請負」とは、実態が全く異なることを指摘。実態は労働者なのに請負による「個人事業主」扱いされ、労働法制の保護から排除することは、不当であることを粘り強く交渉で訴えてきました。

県教委が、高教組の主張を認め、時間講師に労働基準法通りに年次休暇を付与したことは、臨時教職員の待遇を改善する上での大きな一歩です。

月給制・社会保険等の適用など、さらに要求を前進させよう！

とはいえ、時間講師の労働条件はまだまだ劣悪です。18時間フルに働いても月収は20万円程度。期末・勤勉手当も退職手当もありません。社会保険や雇用保険からも排除されています。

今や、臨時教職員なしには兵庫の教育は成り立ちません。重要な役割を果たしている臨時教職員に、その職務にふさわしい待遇と賃金を保障させるために、運動をさらに進めましょう。

講師（非常勤）の年次休暇

非常勤講師の年次有給休暇は1年度ごとにおける休暇とし、委嘱期間が6月を超える非常勤講師に対し、1週間の勤務日数に応じて、次の表の通り付与する。

1週間の 勤務日数	勤続年数（年目）						
	1	2	3	4	5	6	7～
5日～	10	11	12	14	16	18	20
4日	7	8	9	10	12	13	15
3日	5	6	6	8	9	10	11
2日	3	4	4	5	6	6	7
1日	1	2	2	2	3	3	3

留意事項

- ①複数校勤務の場合は、学校ごとの勤務日に応じて、学校ごとに付与する。
- ②年休の単位は1日とし、年度ごとに付与する。
- ③勤続年数は、非常勤又は常勤の講師として雇用された勤務を区別なく対象とするが、雇用期間と次の雇用期間の間が1月を越える場合は、継続した勤務とみなさない。
- ④勤続年数の起算は、平成20年度から開始することとする。
- ⑤年次有給休暇の取得する場合は、講師（非常勤）出席簿の業務内容欄に「年休」と記載し、本人認印欄に押印する。

施行日：平成20年4月1日